○文部科学省告示第二十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年三月六日

文部科学大臣　下村　博文

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表十専門学校群馬自動車大学校自動車整備専門課程一級自動車整備科の項中「平成十九年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表高崎医療技術福祉専門学校医療専門課程作業療法学科の項から高崎医療技術福祉専門学校医療専門課程理学療法学科（2部）の項までの規定中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表前橋医療福祉専門学校医療専門課程言語聴覚学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十一埼玉医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科の項の次に次のように加える。

専門学校関東工業自動車大学校工業専門課程一級自動車整備科	平成二十九年三月一日
専門学校埼玉自動車大学校工業専門課程一級自動車整備科	平成二十五年四月一日

表十一専門学校埼玉自動車大学校工業専門課程4年制一級自動車整備科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十三東京医学柔整専門学校医療専門課程柔道整復学科Ⅰの項中「平成十九年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表東京工科専門学校工業専門課程1級自動車整備学科の項の次に次のように加える。

東京工学院専門学校教育・福祉専門課程教育専攻科	平成二十九年三月一日

表十三東京デザインテクノロジーセンター専門学校工業専門課程高度情報工学科（昼間部一）の項中「平成二十三年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

東京デザインテクノロジーセンター専門学校工業専門課程スーパーIT科（昼間部一）	平成二十五年四月一日

表十三東洋美術学校造形専門課程造形美術科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表日本工学院専門学校医療専門課程作業療法学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表日本工学院専門学校工業専門課程ITスペシャリスト科の項の次に次のように加える。

日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボ科	平成二十五年四月一日

表十三日本工学院専門学校工業専門課程クリエイティブラボラトリー科の項中「平成二十一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程ITスペシャリスト科の項の次に次のように加える。

日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程クリエイティブラボ科	平成二十五年四月一日

表十三日本工学院八王子専門学校情報科学専門課程クリエイティブラボラトリー科の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表HAL東京デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科の項の次に次のように加える。

HAL東京デジタル専門課程CG映像アニメーション学科	平成二十五年四月一日

表十三HAL東京デジタル専門課程デジタル映像学科の項中「平成二十五年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十四情報科学専門学校工業専門課程情報セキュリティ学科の項の次に次のように加える。

専門学校神奈川総合大学校工業専門課程一級自動車整備科	平成二十九年三月一日

表十五専門学校新潟国際自動車大学校工業専門課程1級自動車整備科の項の次に次のように加える。

長岡こども・医療・介護専門学校教育・社会福祉専門課程こども未来教育科	平成二十九年三月一日

表十七（専）日本航空大学校工業専門課程航空工学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

日本航空専門学校石川工業専門課程航空工学科	平成二十五年四月一日

表二十一岐阜県立国際園芸アカデミー園芸系専門課程上級マイスター科の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表サンビレッジ国際医療福祉専門学校医療専門課程作業療法学科（4年制）の項中「平成二十四年四月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表二十二プロスペラ学院外国語専門学校文化教養関係専門課程英語科4年制の項中「平成二十三年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表に次のように加える。

プロスペラ学院ビジネス専門学校文化教養関係専門課程英語科4年制	平成二十五年四月一日

表二十三トヨタ名古屋整備専門学校工業専門課程高度自動車科の項を削り、同表中京法律専門学校文化教養専門課程法律科の項の次に次のように加える。

トヨタ名古屋整備専門学校工業専門課程高度自動車科	平成十九年三月一日（平成十九年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表二十三名古屋医療福祉専門学校医療専門課程理学療法学科Ⅱの項の次に次のように加える。

名古屋工学院専門学校工業専門課程ゲーム総合学科	平成二十六年三月一日

表二十三名古屋工学院専門学校工業専門課程マルチメディア科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十五年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表HAL名古屋デジタル専門課程高度情報セキュリティ学科の項の次に次のように加える。

HAL名古屋デジタル専門課程CG映像アニメーション学科	平成二十五年四月一日